第3号議案

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例の制定について

亀岡市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年亀岡市条例第 17号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年6月5日提出

亀岡市長 桂川 孝裕

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例

亀岡市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年亀岡市条例第 17号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「にあっては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第2号中「にあっては」を「には」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については一人につき267円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者がない場合には、そのうち1人については333円)を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあっては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適 用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例 (次項において「新条例」という。)第5条第3項の規定は、こ の条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」とい う。)以後に支給すべき事由の生じた亀岡市消防団員等公務災害 補償条例同条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」とい う。)及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間 に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号 アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償 年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)につい て適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補 償年金等を除く。)及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行 日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によ る。
- 3 改正前の亀岡市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)第5条第3項の規定に基づき、平成29年4月1日からこの条例の施行日の前日までの間に、非常勤消防団員等の扶養親族のうち、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について加算された補償基礎額により支給された旧条例の規定に基づく損害補償は、新条例による損害補償の内払とみなす。

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例案要綱

- 1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改 正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償の補償基礎額につ いて、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額及 び加算対象の区分を改正すること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適 用すること。